

青森地方最低賃金審議会の補欠委員の候補者推薦に関する公示

青森労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、使用者を代表する青森地方最低賃金審議会の補欠委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記の「青森地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年4月22日

青森労働局長 角井 伸一

記

青森地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、青森労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年5月13日

(3) 推薦書の提出先

青森労働局労働基準部賃金室

青森市新町二丁目4番25号青森合同庁舎 電話 017-734-4114

別紙様式

令和 年 月 日

青森労働局長 角井 伸一 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

青森地方最低賃金審議会〔使用者代表〕委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業・所属団体・地位をすべて記入すること。）	略 歴

（注）内諾書には、履歴書を添付すること

内 諾 書

青森労働局長 角井 伸一 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、青森地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを
内諾します。